

費用の配賦・レートメイクについて

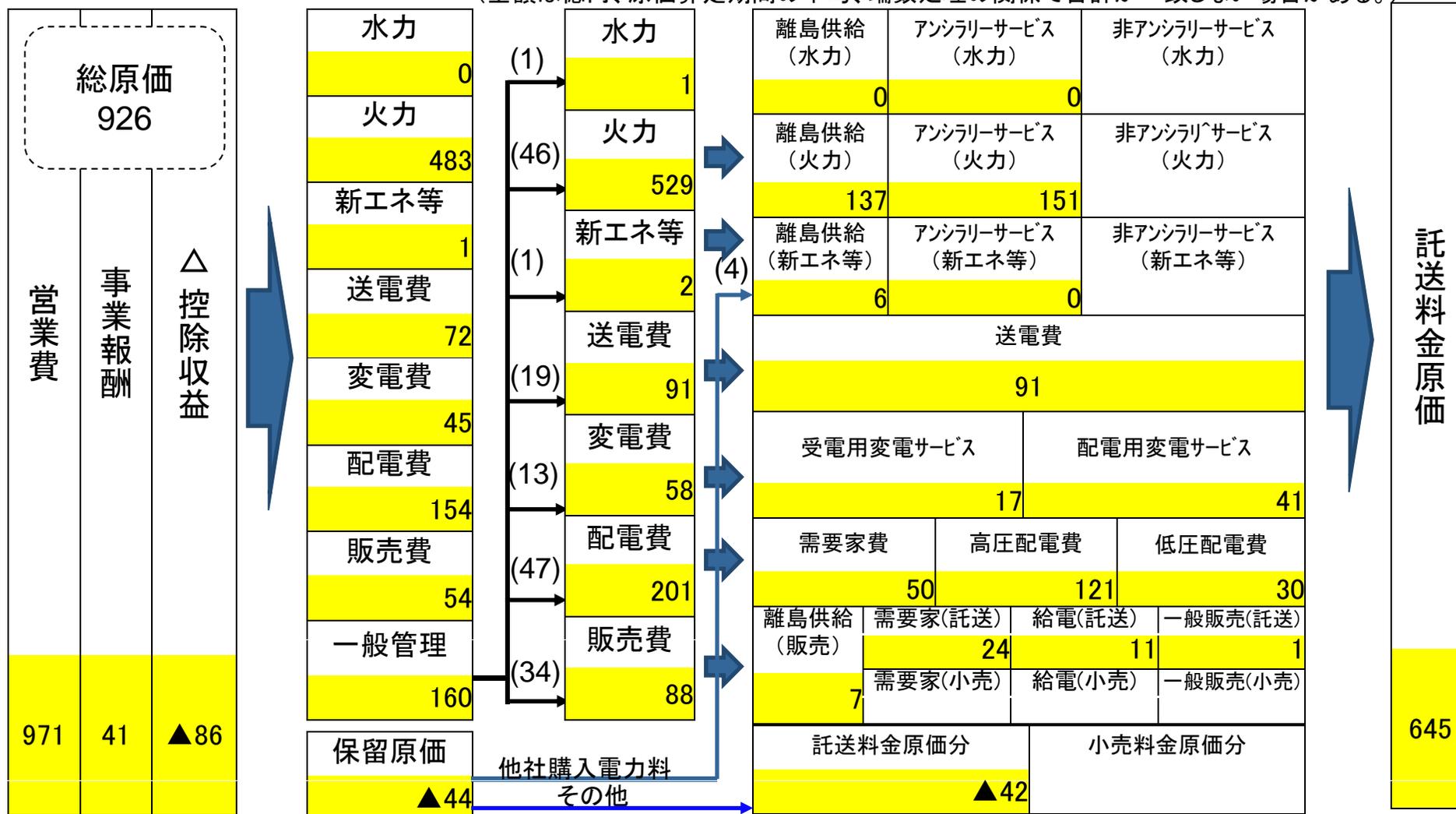
平成27年11月13日
沖縄電力株式会社

費用の配賦について

総原価からの託送料金原価の特定について

- 総原価から託送料金原価を特定するにあたっては、託送料金算定に必要な原価総額から下記のフローにて抽出しており、今回の各種制度見直しについても、この計算フローにて反映しております。

(金額は億円、原価算定期間の平均、端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。)

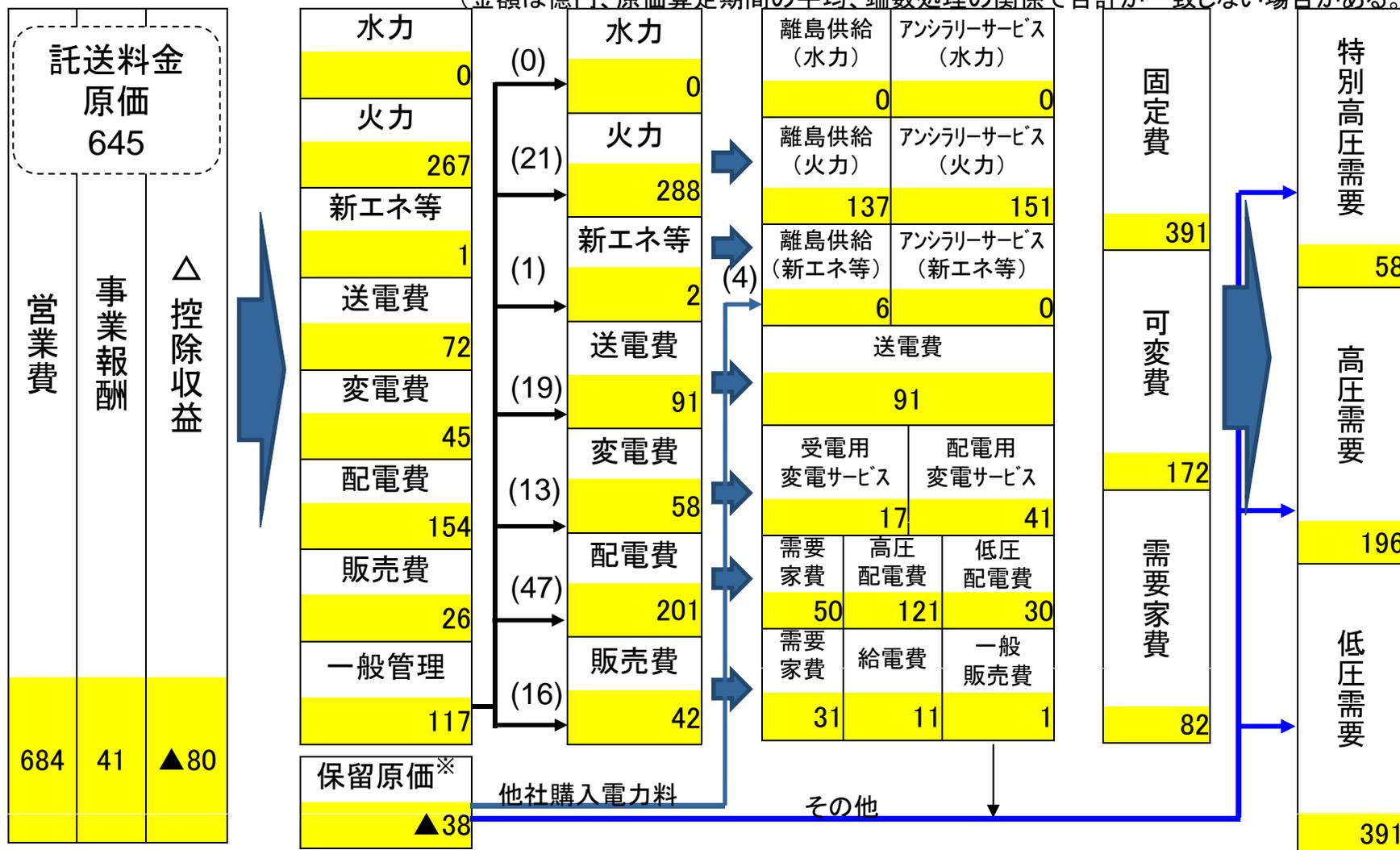


※ 総原価より抽出せず、今回託送分だけを積み上げた一部費用科目(事業報酬等)に関しては、今回の認可申請に際し総原価を想定していないため、託送原価分のみを計上している。

費用の配賦(個別原価計算)について

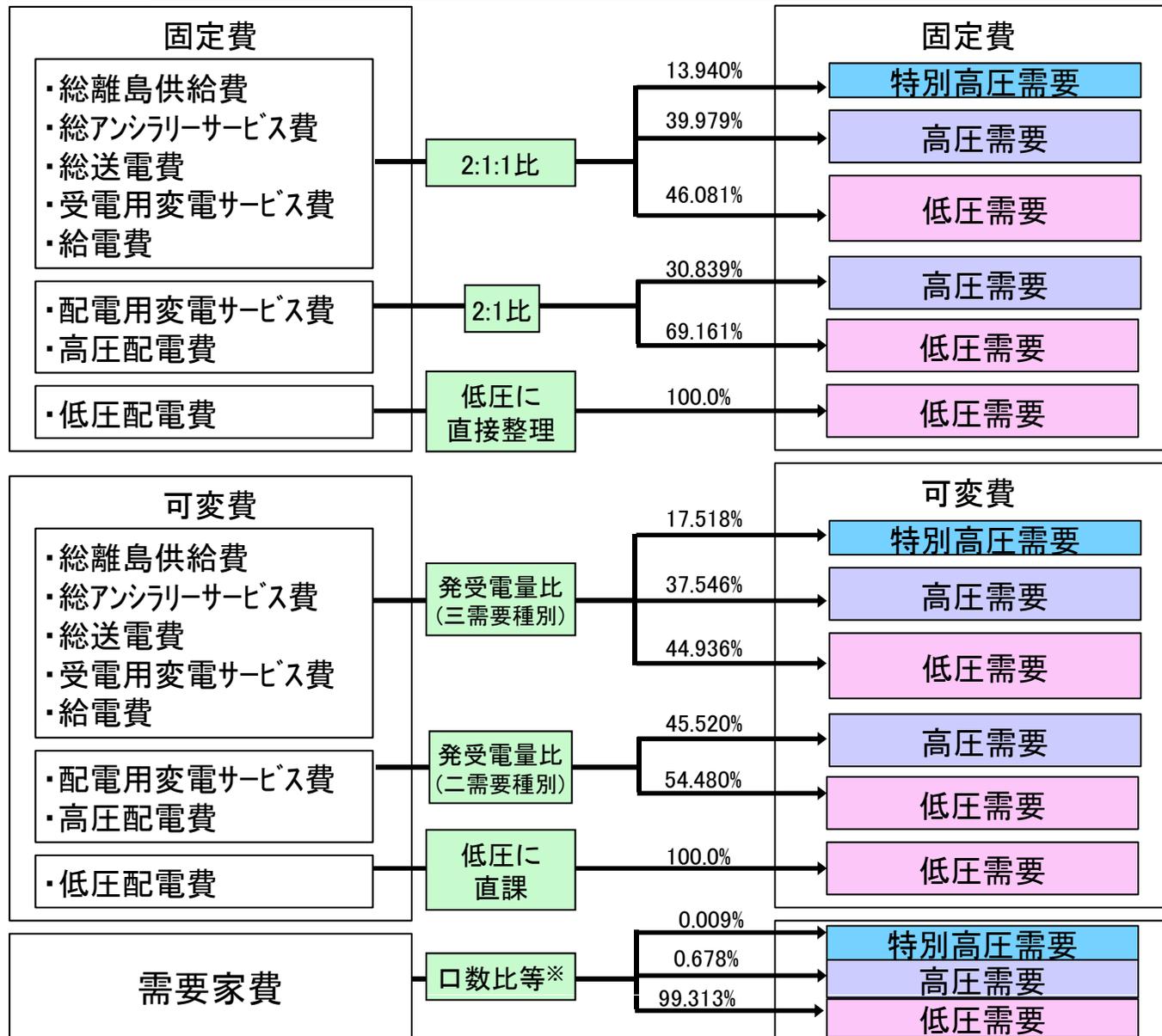
- 抽出された託送原価より託送料金を算定いたしますが、その際は経済産業省令に定められたルールに従い、託送料金原価を特別高圧・高圧および低圧の三需要種別に配分しております。

(金額は億円、原価算定期間の平均、端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。)



※ 保留原価:他社購入電力料、電促税、事業税、電灯・電力料(離島非NW分)、電気事業雑収益、預金利息

【参考】需要種別配分のイメージ図

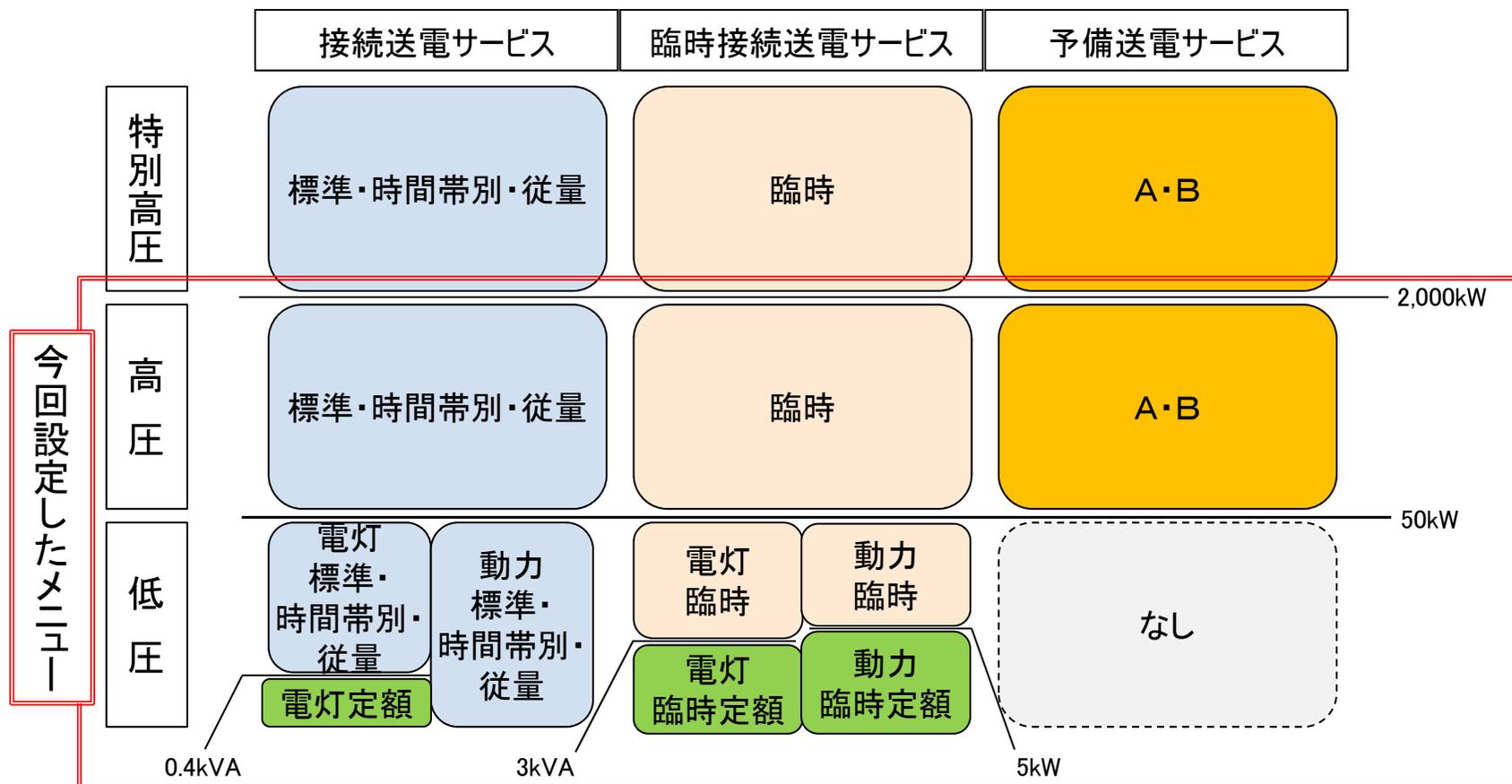


※ 需要家費のうち引込線・計器等に係るものの一部については、事業者設定基準を定めた上で電圧別に直課等を行っており、経済産業省令で定められた口数比による配分以外の手法を用いている。

レートメイクについて

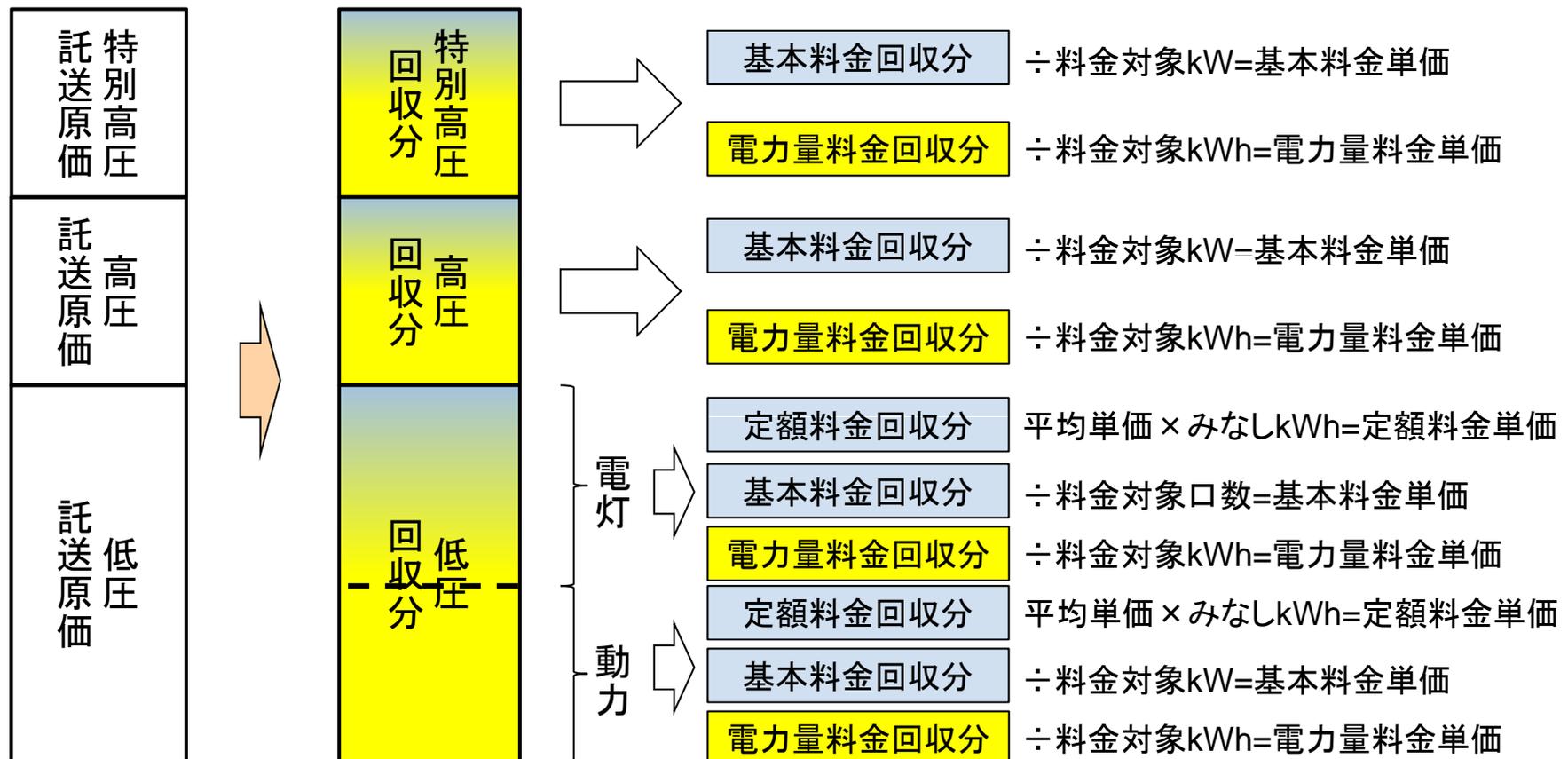
接続送電サービスメニューの設定について

- ▶ 当社はこれまで特別高圧のみが託送約款の対象だったため、今回新たに高圧、低圧（電灯・動力）についても送電サービスメニューを設定しております。
- ▶ 各電圧に応じて、二部料金メニュー（標準・時間帯別）、自己託送用の完全従量メニュー（従量）、臨時メニューを設定しております。また、高圧には特別高圧と同様に予備送電サービスを設定し、低圧には供給約款の料金メニューとの整合性も踏まえ、定額料金メニュー（電灯および臨時）を設定しております。



託送料金単価算定のフロー

各需要種別ごとの回収分のうち、基本料金により回収する分は料金対象kWで、電力量料金により回収する分は料金対象kWhで除して単価を算定しております。なお、電力量料金回収分は各需要種別ごとの回収分から基本料金回収分(低圧は定額料金回収分も含む)を除いて算定しております。



※託送料金で回収する原価には、近接性評価割引制度による割引額を含む。

ブロック料金の設定について(電灯接続送電サービス)

- ▶ 当社は、供給約款(小売料金)における電灯契約に最低料金制を導入しており、小売料金と託送料金の整合性を図る観点から、今回新たに設定した電灯接続送電サービスについては、ブロック料金を設定しております。
- ▶ なお、制度設計WGでのご議論を踏まえ、託送料金(基本料金+電力量料金)が小売料金(電灯契約の最低料金)を上回ることがないように設定しております。

(出典:第9回制度設計WG)

供給約款

従量電灯(10kWhまで一律)
⇒ **394円65銭**(税込)



託送供給等約款

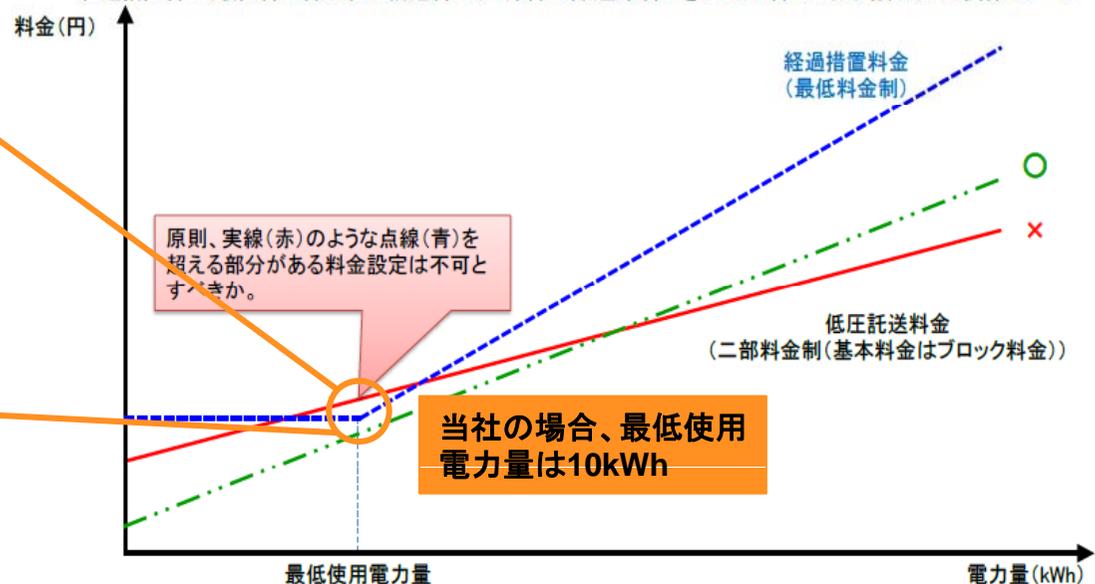
標準接続送電サービス
 <基本料金>
 ⇒ 270円00銭
 <電力量料金>
 ⇒ 11円37銭 × 10 = 113円70銭
 <合計>
 ⇒ **383円70銭**(税込)

低圧託送料金と経過措置料金との整合性について(論点②)

37

○ 低圧託送料金に実量契約を採用した場合には、同じく規制料金制度である経過措置約款料金との比較において、決定される契約電力が異なる可能性が生じるが、料金体系の整合性を保つ観点から、低圧託送料金の単価については、原則として、経過措置約款料金の個別料金メニューの単価を超えるような設定(経過措置約款料金の発電費部分がマイナスとなるような設定)を認めるべきではないのではないか。

経過措置料金(最低料金制)と低圧託送料金(二部料金制(基本料金をブロック料金とする場合))との関係イメージ



電力量料金の設定について

- ▶ 電力量料金単価は、各需要種別ごとの回収分から基本料金回収分(低圧は定額料金回収分も含む)を除いた電力量料金回収分を料金対象kWhで除して算定しております。
- ▶ なお、時間帯別接続送電サービスの電力量料金単価は、昼間・夜間における固定費負担格差を反映して算定しております。これは、送配電設備は昼間需要のピークに応じて施設しており、昼間のほうがより設備の利用度が高いことに着目し、その格差を電力量料金単価に反映したものです。

<電力量料金単価(例:電灯接続送電サービス)>

(単位:円/kWh、税込)

標準	時間帯別	
	昼間	夜間
11.37	12.87	9.39

【参考】低圧小売料金における託送料金の水準

小売料金メニュー	1ヶ月の使用量	電気料金 お支払額	託送料金 相当額
従量電灯	300kWh	8,369円 (474円)	3,681円
Eeらいふ (マイコン容量:5kW)	750kWh	14,879円 (1,185円)	8,401円
低圧電力 (契約電力:10kW, 力率:90%)	900kWh	26,715円 (1,422円)	13,509円

※電気料金お支払額には、燃料費調整額を含めておらず、平成27年5月分以降に適用する単価で算定した再生可能エネルギー発電促進賦課金を含みます。

※電気料金お支払額の()内は再生可能エネルギー発電促進賦課金の再掲です。

※電気料金お支払額および託送料金相当額には、消費税等相当額を含みます。

※託送料金相当額には、離島ユニバーサルサービス調整額を含みません。

※Eeらいふの電気料金お支払額には、全電化住宅割引および通電制御型夜間蓄熱式機器割引を反映しております。

※Eeらいふおよび低圧電力の電気料金お支払額は、「その他季」の電力量料金単価を適用しております。

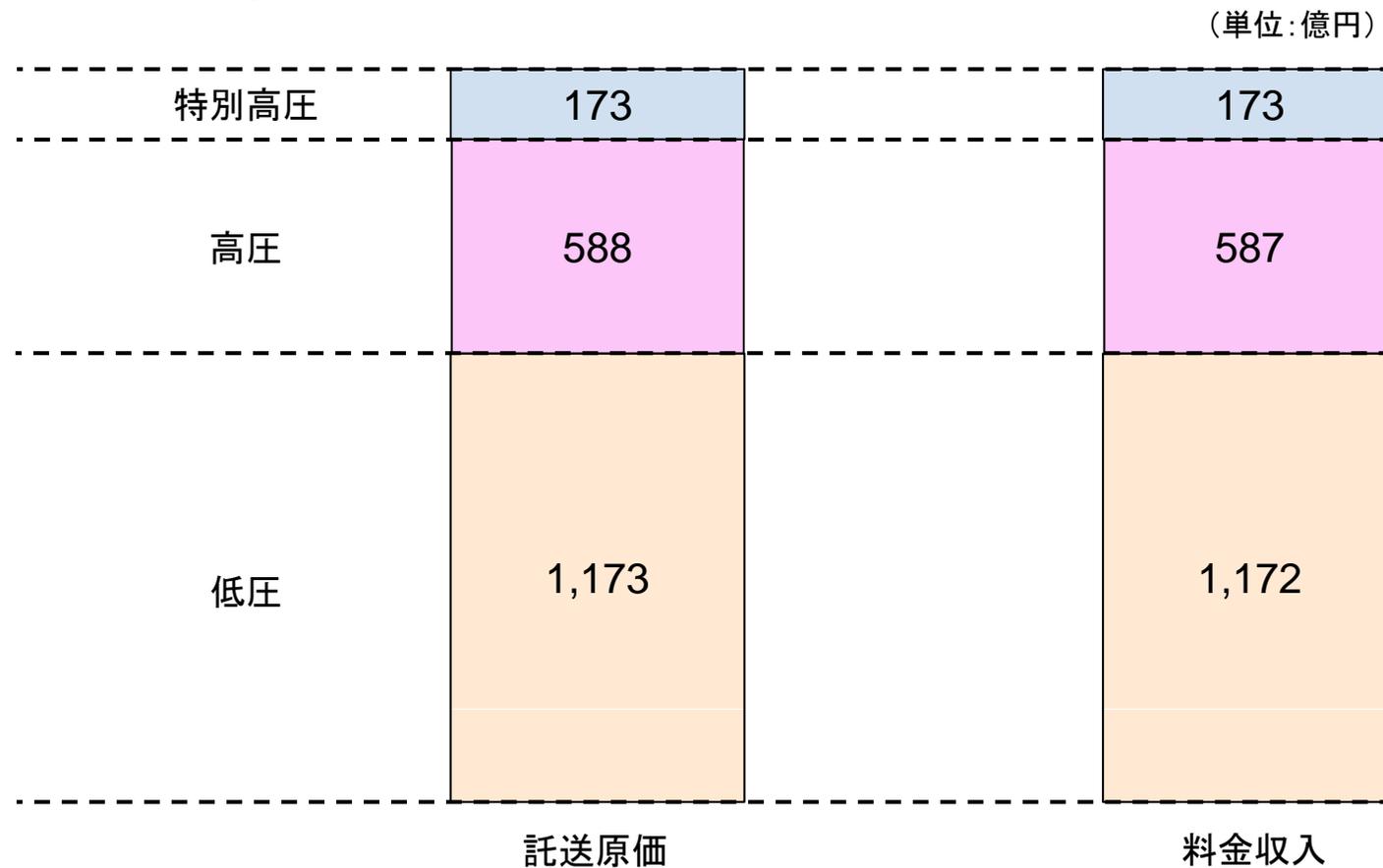
※Eeらいふの使用量の内訳は、昼間時間100kWh、生活時間213kWh、夜間時間437kWh。

※低圧電力の電気料金お支払額には、力率割引を反映しております。

託送原価と料金収入について

- ▶ 託送料金は、省令に基づき、各需要種別ごと(特別高圧・高圧・低圧)に託送原価を料金収入が上回ることなく、極力近づくように設定しております。

＜今回申請中の託送原価と料金収入＞



※数値は3カ年分。

※料金収入が託送原価を上回らない範囲で算定。

離島ユニバーサルサービス調整制度

- 離島への電気供給に必要な火力燃料費に係る燃料費変動分を託送料金に自動的に反映させるため、小売規制料金に導入されている燃料費調整制度と同様な仕組みである「離島ユニバーサルサービス調整制度」を今回の託送料金より採用しており、その基準燃料価格および基準単価は次のとおり算定しております。
- 離島の火力発電はすべて石油火力であり、客観的な指標である財務省貿易統計の原油価格を元に調整を行う仕組みとなっております。

<p>基準 燃料価格</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・離島供給費の前提である原油価格で離島ユニバーサルサービス調整における価格変動の基準値(平成27年3～5月の貿易統計実績値)となるものです。 ・平成27年3～5月の貿易統計実績値は42,606円/klとなっており、これを10円単位で四捨五入した42,600円/klを基準燃料価格といたしました。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>基準燃料価格 = 42,600円/kl</p> </div>
<p>基準単価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原油価格1,000円/klの変動があった場合に発生する電力量1kWhあたりの変動額です。 ・離島石油火力の燃料消費数量に1,000円/klを乗じて原油価格1,000円/klあたりの燃料費上昇の影響額を算出し、これを本島も含めた販売電力量(kWh)で除することによって、1,000円/klの原油価格変動に伴う1kWhあたりの調整額を算定いたしました。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p> $481 \text{千kl} \times 1,000 \text{円/kl} \div 23,073 \text{百万kWh} = 0.021 \text{円/kWh}$ </p> <p> 燃料消費数量(原油換算) 販売電力量 基準単価(税抜) </p> </div>

指摘事項4: 低圧託送料金における力率割引・割増制度について

指摘事項への回答

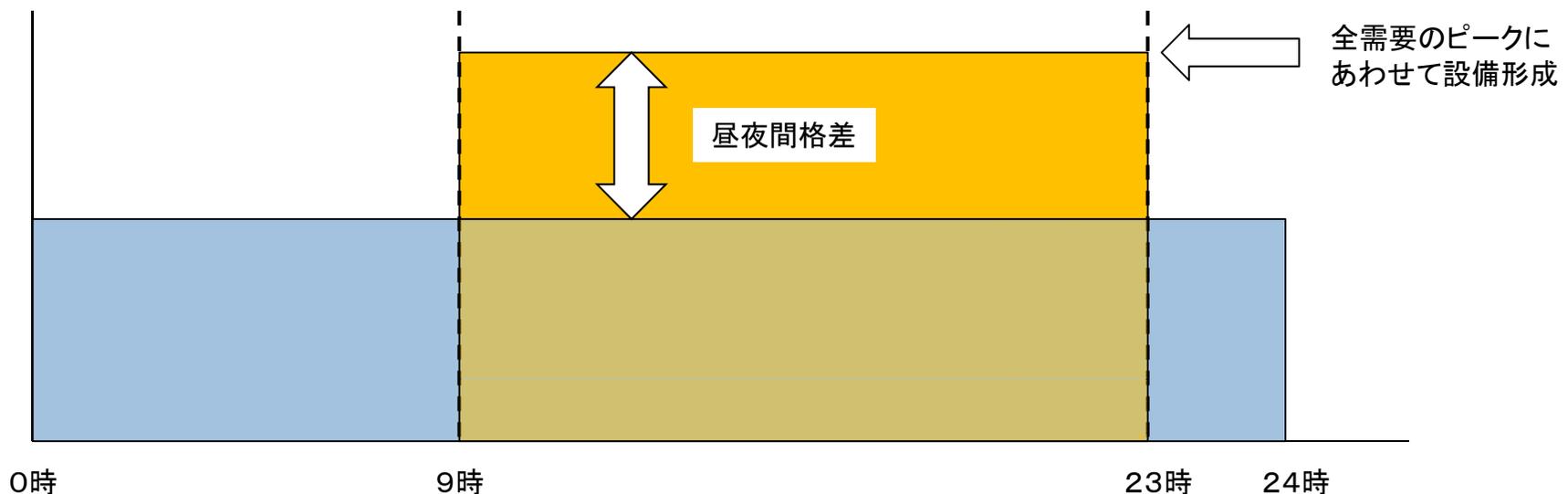
- 近年の機器の効率化等に伴い力率割引・割増による料金評価の意義は希薄化しているものと考えられ、力率評価のための機器確認等に要する業務負担軽減の観点から、低圧需要については力率割引・割増を行わないこととしておりますが、料金の設定に際しては、力率割引・割増分も加味した平均的な力率評価を反映しており、実態上、料金設定の中で力率割引・割増も一定程度加味されております。
- なお、特別高圧・高圧需要については、低圧需要に比べて契約電力も大きくなり、電力系統に与える影響も相対的に大きくなることから、電力設備の利用効率維持・向上の観点から力率割引・割増制度を継続するとともに、配電設備等の経済的・合理的な設備構築の観点から、低圧需要においても引き続き一定水準以上の力率の保持をお願いしております。

指摘事項5: 低圧託送料金の時間帯別メニューにおける昼夜間料金差について

指摘事項への回答

- 今回申請いたしました託送供給等約款においては、送配電設備の効率的な利用促進の観点から、従来の特別高圧と同様、高圧・低圧においても時間帯別料金メニューを設定いたしました。なお、料金の設定にあたり、昼間の設備利用度が夜間に比べて高いことに着目し、昼夜間格差を反映した料金としております。
- また、昼夜間格差の反映に際しては、全需要種別計での比率を用いておりますが、送配電設備を形成するにあたっては、全需要のピークに対応できるように設備構築しており、合理性はあるものと考えております。

<送配電設備の利用状況(イメージ)>



【参考】託送料金単価表

○電灯・動力接続送電サービス

(単位:円)

				単位	料金単価 (消費税等相当額含む)	
					新単価	旧単価
低圧	電灯定額 接続送電 サービス	電灯 料金	10Wまで	1灯	47.01	—
			10Wをこえ20Wまで	1灯	94.02	—
			20Wをこえ40Wまで	1灯	188.04	—
			40Wをこえ60Wまで	1灯	282.06	—
			60Wをこえ100Wまで	1灯	470.10	—
			100Wをこえる100Wまでごとに	1灯	470.10	—
		小型 機器 料金	50VAまで	1機器	140.41	—
			50VAをこえ100VAまで	1機器	280.82	—
			100VAをこえる100VAまでごとに	1機器	280.82	—
	電灯標準 接続送電 サービス	基本料金		1契約	270.00	—
		電力量料金		1kWh	11.37	—

※実際の料金等は、経済産業大臣の認可を受けて決定されます。

【参考】託送料金単価表

○電灯・動力接続送電サービス

(単位:円)

				単位	料金単価 (消費税等相当額含む)		
					新単価	旧単価	
低圧	電灯 時間帯別 接続送電 サービス	基本料金		1契約	270.00	—	
		電力量料金	昼間時間	1kWh	12.87	—	
			夜間時間	1kWh	9.39	—	
	電灯従量接続送電サービス			1kWh	15.80	—	
	動力標準 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約		1kW	837.00	—
			主開閉器契約		1kW	685.80	—
		電力量料金		1kWh	8.50	—	
	動力 時間帯別 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約		1kW	837.00	—
			主開閉器契約		1kW	685.80	—
		電力量料金	昼間時間	1kWh	9.60	—	
			夜間時間	1kWh	7.03	—	
	動力従量接続送電サービス			1kWh	22.22	—	

※実際の料金等は、経済産業大臣の認可を受けて決定されます。

【参考】託送料金単価表

○高圧・特別高圧接続送電サービス

(単位:円)

			単位	料金単価 (消費税等相当額含む)	
				新単価	旧単価
高圧	高圧標準 接続送電 サービス	基本料金	1kW	621.00	—
		電力量料金	1kWh	5.11	—
	高圧 時間帯別 接続送電 サービス	基本料金	1kW	621.00	—
		電力量料金	昼間時間	1kWh	5.76
			夜間時間	1kWh	4.26
	高圧従量接続送電サービス			1kWh	15.28
ピークシフト割引			1kW	529.20	—
特別 高圧	特別高圧標準 接続送電 サービス	基本料金	1kW	464.40	403.92
		電力量料金	1kWh	3.68	1.59
	特別高圧 時間帯別 接続送電 サービス	基本料金	1kW	464.40	403.92
		電力量料金	昼間時間	1kWh	4.14
			夜間時間	1kWh	3.09
	特別高圧従量接続送電サービス			1kWh	11.30
ピークシフト割引			1kW	394.20	343.44

※実際の料金等は、経済産業大臣の認可を受けて決定されます。

【参考】託送料金単価表

○臨時接続送電サービス

(単位:円)

			単位	料金単価 (消費税等相当額含む)		
				新単価	旧単価	
低圧	電灯 臨時定額 接続送電 サービス	50VAまで	1日	4.16	—	
		50VAをこえ100VAまで	1日	8.31	—	
		100VAをこえ500VAまでの場合 100VAまでごとに	1日	8.31	—	
		500VAをこえ1kVAまで	1日	83.10	—	
		1kVAをこえ3kVAまでの場合 1kVAまでごとに	1日	83.10	—	
	電灯臨時 接続送電 サービス	基本料金	1契約	電灯標準接続送電サ ービスの料金率を10%割増 したもの	—	
		電力量料金	1kWh			
	動力臨時定額接続送電サービス			1kW1日	117.04	—
	動力臨時 接続送電 サービス	基本料金	1kW	動力標準接続送電サ ービスの料金率を20%割増 したもの	—	
		電力量料金	1kWh			
高圧	高圧臨時 接続送電 サービス	基本料金	1kW	高圧標準接続送電サ ービスの料金率を20%割増 したもの	—	
		電力量料金	1kWh			
特別 高圧	特別高圧臨時 接続送電 サービス	基本料金	1kW	特別高圧標準接続送電 サービスの料金率を20% 割増したもの	特別高圧標準接続送電 サービスの料金率を20% 割増したもの	
		電力量料金	1kWh			

※実際の料金等は、経済産業大臣の認可を受けて決定されます。

【参考】託送料金単価表

○予備送電サービス

(単位:円)

		単位	料金単価 (消費税等相当額含む)	
			新単価	旧単価
高圧	予備送電サービスA	1kW	70.20	—
	予備送電サービスB	1kW	105.84	—
特別 高圧	予備送電サービスA	1kW	81.00	64.80
	予備送電サービスB	1kW	116.64	88.56

○近接性評価割引

(単位:円)

		単位	料金単価 (消費税等相当額含む)	
			新単価	旧単価
受電電圧が標準電圧6,000V以下の場合		1kWh	0.43	(特別高圧) 0.14
受電電圧が標準電圧6,000Vをこえ60,000V以下の場合		1kWh	0.35	
受電電圧が標準電圧60,000Vをこえる場合		1kWh	0.17	

※実際の料金等は、経済産業大臣の認可を受けて決定されます。